

## 別紙1

### 令和2年度 高齢者活躍人材確保育成事業テレビスポット放送企画業務 仕様書

#### 1 委託業務の名称

「令和2年度 高齢者活躍人材確保育成事業テレビスポット放送企画業務」

#### 2 委託期間

契約日から令和3年3月31日まで

#### 3 委託業務の趣旨等

##### (1) 業務の趣旨・目的

労働力人口の減少等により、人手不足分野や現役世代を支える分野（以下「人手不足分野等」という。）での担い手不足が問題となる中、当該分野での高齢者の就業を推進することは喫緊の課題である。

しかしながら、高齢者の中には、働くことに意欲的な者がいる一方で、経済的理由から働く必要がない、引退して好きなことを楽しみたい等といった理由から、必ずしも働くことに意欲的でない者。

本県の会員数を見ると、平成21年度末の会員数は28,293人をピークに減少傾向にあり、平成30年度末の会員数は24,906人となっている。このような状況の中でも会員数が増加している他県連合会を見ると、女性会員の拡大を最重要課題として取組み、会員が増加している連合会がある、また、地域の企業の中には、未だ高齢者の採用に積極的でない、又は関心はあるもののどのように高齢者の能力を活用すべきかよくわからない企業もある。

このような状況の中で、広く県民にシルバー人材センター（以下「センター」という。）の認知度アップを図るとともに高齢者に対して、センターを積極的に周知・広報することで、センターの新規会員の増加を図ること（特に女性会員）や新たにセンターを活用する企業を増加させることを目的とする。

については、今回の業務について専門的知識や豊富な実践経験があり、メディア等との連携性の高い業者等に委託するものである。

##### (2) 本事業の対象者

本事業の対象者は、以下のとおりとする。

- ① 現にセンターの会員でない高齢者（令和3年3月31日時点で満60歳以上の者。以下同じ。）
- ② 職種転換を希望するセンター会員若しくは昨年度1年間就業していないセンター会員
- ③ 企業・官公庁の退職予定者（以下「企業等退職予定者」という。）（概

ね令和3年3月31日時点で満55歳以上の者。)及び企業・官公庁(以下「企業等」という。)の人事担当者

④ センター会員が希望する分野での仕事の発注が見込まれる企業等

#### 4 委託する業務

委託する業務の内容は次のとおりとする。

(1) 「会員募集」及び「説明会(セミナー)参加者募集」のテレビCM作成

##### ① 会員募集

- ・CM製作に当たっては、動画15秒を2種類作成すること。
- ・テレビ、インターネット、連合会ホームページ等での閲覧及び、映画館で上映出来るものとする。

##### ② 説明会(セミナー)参加者募集

- ・CM製作に当たっては、静止画15秒を3種類作成とすること。

(2) 「会員募集」及び「説明(セミナー)会参加者募集」のテレビCM放送

- ・広告期間中最も効果的と思われるスポット放送計画を提出すること。

なお、放送局は在福民放5局から選局(1局でも可)すること。

- ・放送期間は、7月中旬から2月下旬までの放送(予定)

なお、説明会(セミナー)参加者募集は、委託者と協議の上、開催時期に合わせて放送すること。

- ・広告パブリシティがあれば提案すること。

#### 5 打合せ等

(1) 定期打合せ

受託者は、業務の遂行にあたり、委託者と定期的に打合せを行うものとする。

(2) 報告

受託者は、委託者との打合せ結果を記録にまとめ、速やかに委託者に提出すること。

#### 6 成果物

(1) メディア露出のクリッピング

露出した映像は、随時クリッピングし、データにより提出すること。

(2) 本業務により得られた成果物は、原則として委託者に帰属すること。

(3) 秘密保持

① 本業務に関して、受託者から提出された企画提案書等は、本業務における委託契約候補の選定以外の目的で使用しない。

② 本業務に関して、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

③ 受託者は、本業務で知り得た委託者の業務上の秘密を保持しなければな

らない。

7 見積上限金額

11,000,000円 (消費税・地方消費税を含む。)

8 その他

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたって、不明瞭な点や変更の必要がある場合又は業務執行上の疑義が生じた場合は、委託者と協議するものとする。
- (2) 受託者は、本事業で知りえた秘密を第三者へ漏洩、資料及びデータの紛失、減失棄損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。